

論文博士審査報告書

平成 30 年 1 月 24 日

申請学位： 博士（安全保障）

学位申請者 遠藤哲也

所属： 拓殖大学海外事情研究所

論文題目： 「ポスト冷戦期における民主的国民国家の安全保障論－主権と公共性への脅威を対象とした枠組み構築の試み－」

英文題目： Security Studies for a Democratic Nation-state in the Post-cold War Era - Building a Framework Based on Threat Perceptions to > Sovereignty and Publicness

審査委員会： 主査 海外事情研究所教授 川上高司
副査 海外事情研究所教授 佐藤丙午
副査 海外事情研究所教授 甲斐信好
副査 海外事情研究所特任教授 武貞秀士

I 論文の要旨

申請論文は、安全保障論のアジェンダが拡大する傾向の中での、その学術的統合性の維持を目的として、安全保障論において、採り上げ、含められるアジェンダ項目がどの範囲にあるべきかということの検討を主旨とし、ウェーバーの「安全保障化／脱・安全保障化」の概念を援用しつつ論じている。7章及び序章と終章から構成される本論文は、遠藤氏のこれまでの学問業績を集約し、それを第2章で理論的な骨格を説明した上で、再構成したものとなっている。

まず、第1章では、議論の背景となる現代の国際安全保障環境の確認を行っている。遠藤氏は、冷戦中に徐々に現れてきた安全保障アジェンダの拡大が、ポスト冷戦期に入ってから後は、採り上げられるアジェンダが比較的短期間で変転したり、厳密には地域性の高いアジェンダが、グローバルな視座や価値観において対象化・提唱されるという傾向ともあいまって、急拡大の様相を見せてきたことを指摘した。遠藤氏は、この原因として、冷戦終結後のグローバル化が必然的進歩というよりは、政治的変化によって発生したことをあげ、それが必ずしも不可逆であるという根拠は無いとの視点をショーの見解に基づきながら示した上で、西洋における自由資本主義・民主主義の勝利という認識と価値観の普遍性への自信の強化、資本主義の世界的浸透・席卷、軍事の後退と非軍事的手法採用の拡大、冷戦的な二項対立の世界観の旧式化、国際アクターの多元化、通信・交通の発達と人口移動の容易化、それに伴う諸問題の発生、ITの普及に関わる問題の拡大傾向、国民国家の崩れの拡大、社会関係における官と民や軍事と民事の線引きの曖昧化、宣伝や大衆操作手法使用の拡大と真実の判断の困難性増大、大敵の喪失と非国家武装主体の安全保障化・「敵」の曖昧化傾向、主権

国家の地位の回復と退潮の二方向化、といった事柄を、ポスト冷戦期の国際安全保障環境の特徴として列挙している。

これをふまえ、遠藤氏は第二章で、安全保障アジェンダの拡大傾向の中での代表的な語句と言える「非伝統的安全保障」をとりあげて、その構成内容を分析し、ジャンルとしての批判的安全保障論、人間の安全保障論について、一定の意義を認めつつ批判した上で、人間の安全保障も含めて、非伝統的安全保障とされているアジェンダが、安全保障論という学問の意味合いの深慮を経ることなく、時々々の研究者の恣意で安全保障論の内側に取り込まれていると指摘した。そして、安全保障論の学術的積み上げの延長上で研究するよりは、より適切で累積も多い他学問で行われるべきものについては、そちらに戻すなどの脱・安全保障化を行うことを提案している。

遠藤氏は、リベラルな言説で見られるように、国家の消滅を前提としているわけではない。今日においても、安全保障の実施の主体は主権国家であり、国際関係を規定している諸制度・諸規範は、実の所、諸国家が国民国家であることを前提していることをふまえ、安全保障の客体の本質は国民国家の主権と独自公共性であるとした。遠藤氏は議論の枠組みとして、今日の安全保障論のアジェンダとして含まれるべきと考える事柄を、「軍事」「対・非軍事的有害行為」「在外邦人」「社会」の四つのセクターに区分してまとめた。

さらに、遠藤氏は第三章で、前章での議論を前提に、「軍事」とは何であるかという思考を行い、軍事安全保障セクターの対象となる「中核的軍事」と、軍政、内政・外交・国際関係、国土上の治安、水上・洋上治安、国境警備、軍事諜報・防諜、国際安全保障活動、在外自国民救援、平時報復、軍事的調達・技術開発、社会インフラの利用可能性・防護・抗堪性、医療・消防・建設・民間防衛、宣伝・教育といった軍事の周辺領域に区分して考察を行った。

そして、第四章では、ポスト冷戦期の安全保障環境下で次第に顕著化していると思われる非軍事的手法の利用、それによる脅威について、その特徴を、脅威だと気づきにくい「ステルス」、国家によるのか民間の行為なのかわかりにくい「デュアル」、そして、今までにない手法の案出・採用という「ニッチ」であるとして論じた。その性格上、こうした非軍事的脅威の例として、国家の有力者の操縦、宣伝を通じた悪魔化・不名誉化、他国在住の自国出身移民への影響力強化・移民の戦略的送り出し、外国在住の他国民への危害・迫害やその示唆による威嚇・揺さぶり、正当化を施した上での他国への資源・食糧輸出停止、環境汚染・汚染物品の意図的・未必の故意的流出、及び、戦略的な他国企業への訴訟・不買運動、特許権侵害等、非国家主体の使喚による武力・暴力の使用・代替、相互利得を装いつつ、他国を政治的・経済的にコントロール可能とする内容を孕んだ協定案・国際機構の提案、非国家武力自体によるテロ的攻撃、危害意図を持つわけではないが結果的に社会安全保障課題となる問題を指摘している。

第五章では、在外邦人安全保障セクターの問題の中心である、海外居留民と在外公館の安全保障に関する問題を取り上げている。他国領域内における自国民保護という難しい問題への対処法を探るために、この分野において世界で最も大規模な専門組織であると思われる米国の「外交安全保障局」の任務・組織・歴史についての概観を行っている。続いて、在外公館、外交団、在外邦人が危機に瀕した例を日米の事例を中心に検討し、義和団事変、尼港事件、第二次南京事件、1920～30年代の中華国内での一連の排日運動、冷戦期以降の米国大使館や外交団への攻撃事件の幾つかを挙げた。加えて、外交施設・外交団以外に関する事例として、イスラエル軍、西ドイツ特殊部隊が海外に出動することになった1970年代のハイジャック事件、1996年のペルーでの日本大使公邸占拠事件、2012年のアルジェリアでの天然ガス・プラント占拠事件、などにも触れ、さらに、欧州諸国などが実施した1997年のアルバニア暴動や「アラブの春」時に政権崩壊したリビアなどからの自国民救出作戦にも触れ、そのための準備の必要性をも述べている。

第六章では、グローバル化の潮流の中で急拡大している国際人口移動の問題を、個々の国家が抱く、独自の公共性の保持という社会安全保障の観点から検討している。まず、当該問題を、焦点を絞って論じ、既に歴史的に長い居住の歴史を持つディアスポラ集団や、1960年代頃までの比較的統

制されていた人口移動による移民を、別の社会文脈にあるものとして、検討対象から除外した上で、1970～1980年代に徐々に開始され、ポスト冷戦期に本格化して次第に激化してきた人口移動について、諸専門研究者の論を引きながら、今日的な特徴について検討している。この章では、カースルズとミラーが挙げた「移民のグローバル化」「移民の加速化」「移民の多様化」「移民の女性化」という現代移民の四つの傾向を引用しつつ、それに「移民行動の組織化」を加えた。続いて、移民受け入れについての消極派、積極派の言説を検討し、積極派の見解は経済的メリットか世界主義的なイデオロギーかのどちらかに偏りを見せることを指摘する一方、人口移動問題の安全保障化の根拠として、第二章でも論じた国民国家の核となる独自公共性の重要性を、それが個人の人格形成にも大きく関与しているものであることを述べている。

遠藤氏は、移民人口への対応策として、欧州諸国などが採った二つの政策のうち、同化政策は破綻し、多文化主義政策は政治的な欺瞞であったことを指摘し、また、集住しがちな移民が形成するコミュニティの問題、国家による戦略的な移民送出などの可能性にも触れた上で、生物界の自然律としての棲み分けの考え方の導入と、諸国家が独自の特徴を維持しつつ、調和を保っている「コンサート・オブ・ネイションズ」の語に表されるような世界像をこそモデル視すべきであるとの見解を加えている。

II 論文の構成

序章

第一章 冷戦終焉前後からの国際安全保障環境の推移とその特徴

第一節 今日の世界に至る近現代世界の変化の推移

第二節 今日の世界における安全保障環境の特徴の概観

終節

第二章 安全保障論の概念整理と対象範囲再定義のための議論

第一節 安全保障論への「非伝統的」アプローチの取り扱いについて

第二節 安全保障論の対象範囲に関する考察

第三節 安全保障概念の考察における主体と客体

第四節 民主主義国家の前提としての国民国家

第五節 国民国家の安全保障における二重の客体

第六節 本論考における安全保障論の分類～四つのセクター

終節

第三章 「軍事」の中核とその周辺領域

第一節 軍事の定義と主体

第二節 軍事の周辺領域

終節

第四章 ポスト冷戦期の非軍事的安全保障

第一節 「シヴィル化」の進展する世界

第二節 非軍事的脅威の性質

第三節 非軍事的脅威の類型

終節

第五章 在外公館・在外邦人保護の安全保障

第一節 米国における「外交安全保障」

第二節 米国国務省の外交安全保障局

第三節 主な在外公館・外交団、海外居留民の危機事例

終節

第六章 国際人口移動問題とソサイエタル・セキュリティ

第一節 人口移動問題に関する言説

第二節 冷戦後世界の人口移動の状況

第三節 大規模な人口移動がもたらす脅威の認識についての一般的議論

第四節 ネーションが担保する公共性とソサイエタル・セキュリティ

第五節 同化主義と多文化主義

第六節 移民コミュニティ、国家戦略としての移民についての議論

第七節 一つの理想理念型としての「コンサート・オブ・ネーションズ」

第七章 安全保障化における境界例的事案～国際麻薬問題

第一節 「麻薬」とは何か

第二節 脅威としての麻薬

第三節 国際的麻薬流通の現状

第四節 麻薬流通の国際ネットワーク

第五節 国際的対処の枠組みの数々

終節

結章

参考資料・文献目録

III 論文の概要

第一章では、議論の背景となる現代の国際安全保障環境の検討を行った。冷戦中に徐々に現れてきた安全保障アジェンダの拡大が、ポスト冷戦期に入ってから後は、注目を集めるアジェンダが比較的短期間で変転したり、厳密には地域性の高いアジェンダが、グローバルな視座や価値観において対象化・提唱されるという傾向ともあいまって、急拡大の様相を見せてきたことが述べられた。また、冷戦終結後のグローバル化が必然的進歩というよりは、政治的变化によって発生したものであって、必ずしも不可逆であるという根拠は無いとの視点をショーの見解に基づきながら示した上で、西洋における自由資本主義・民主主義の勝利という認識と価値観の普遍性への自信の強化、資本主義の世界的浸透・席卷、軍事の後退と非軍事的手法採用の拡大、冷戦的な二項対立の世界観の旧式化、国際アクターの多元化、通信・交通の発達と人口移動の容易化、それに伴う諸問題の発生、ITの普及に関わる問題の拡大傾向、国民国家の崩れの拡大、社会関係における官・民や軍事・民事の線引きの曖昧化、宣伝や大衆操作手法使用の拡大と真実の判断の困難性増大、大敵の喪失と非国家武装主体の安全保障化、主権国家の地位の回復と退潮の二方向化、といった事柄が、ポスト冷戦期の国際安全保障環境の特徴として列挙されている。

第二章では、安全保障アジェンダの拡大傾向の中での代表的な語句と言える「非伝統的安全保障」

をとりあげて、その構成内容を分析し、ジャンルとしての批判的安全保障論、人間の安全保障論について、一定の意義を認めつつ批判した上で、安全保障論の学術的積み上げの延長上で研究するよりは、より適切で累積も多い他学問で行われるべきものについては、そちらに戻すなどの脱・安全保障化を行うことが提案されている。

また、今日においても、安全保障の実施の主体は主権国家であるとした上で、今日の国際関係を規定している民主主義制度・理念をはじめとする諸制度・諸規範は、実の所、諸国家が国民国家であることを前提していることを論じ、国民国家における安全保障の本質的な客体はその主権と独自公共性であるとされている。その作業を経て、伝統的な安全保障論の学術的累積上にも出来るだけ集約されるとともに、今日の安全保障論環境に鑑みて、そのアジェンダとして含まれるべきと考える事柄を、国境内に向けて主権を侵害してくる軍事的・非軍事的な脅威、国境外ながら国民国家の責務ならびに主権の維持上、対処しなければならない自国民への脅威、そして、独自公共性の保護という点から対処すべき脅威という論点から、「軍事」「対・非軍事的有害行為」「在外邦人」「社会」の四つのセクターとして類型化が行われている。

第三章では、前章での議論を踏まえて、伝統的に国家の主権維持、すなわち国家安全保障にとっての最大関心事であった「軍事」とは何であるかという考察を行い、軍事安全保障セクターの対象となる「中核的軍事」と、軍政、内政・外交・国際関係、国土上の治安、水上・洋上治安、国境警備、軍事諜報・防諜、国際安全保障活動、在外自国民救援、平時報復、軍事的調達・技術開発、社会インフラの利用可能性・防護・抗堪性、医療・消防・建設・民間防衛、宣伝・教育といった軍事の周辺領域に区分して検討が行われている。

第四章では、ポスト冷戦期の安全保障環境下で次第に顕著化していると思われる非軍事的手法の利用、それによる主権への脅威について、その特徴を、脅威だと気づきにくい「ステルス」、国家によるのか民間の行為なのかかわりにくい「デュアル」、そして、今までにない手法の案出・採用という「ニッチ」であるとして論じられた。その性格上、こうした非軍事的脅威は全てを列挙できるものではないが、具体的な脅威の例として以下のように、国家の有力者の操縦、宣伝を通じた悪魔化・不名誉化、他国在住の自国出身移民への影響力強化・移民の戦略的送り出し、外国在住の他国民への危害・迫害やその示唆による威嚇・揺さぶり、正当化を施した上での他国への資源・食糧輸出停止、環境汚染・汚染物品の意図的・未必の故意的流出、及び、戦略的な他国企業への訴訟・不買運動、特許権侵害等、非国家主体の使喚による武力・暴力の使用・代替、相互利得を装いつつ他国を政治的・経済的にコントロール可能とする内容を孕んだ協定案・国際機構の提案、非国家武力自体によるテロ的攻撃……などの問題が挙げられている。

第五章では、国家主権の維持としての意味も持つ在外邦人の安全に関する問題がとり上げられた。他国領域内における自国民保護という難しい問題への対処法を探るために、この分野において世界で最も大規模な専門組織であると思われる米国の「外交安全保障局」の任務・組織・歴史についての概観を行った上で、在外公館、外交団、在外邦人が危機に瀕した例を日米の事例を中心に検討し、義和団事変、尼港事件、第二次南京事件、1920～30年代の中華国内での一連の排日運動、冷戦期以降の米国大使館や外交団への攻撃事件の幾つかが挙げられた。加えて、外交施設・外交団以外に関する事例として、軍や警察機関の特殊部隊が海外に出動することになった1970年代のハイジャック事件、1996年のペルーでの日本大使公邸占拠事件、2012年のアルジェリアでの天然ガス・プラント占拠事件、などにも触れ、さらに、欧州諸国などが実施した1997年のアルバニア暴動や「アラブの春」時に政権崩壊したりビアなどからの自国民救出作戦にも触れ、そのための準備の必要性をもが述べられている。

第六章では、グローバル化の潮流の中で急拡大している国際人口移動の問題を、国民国家にとっての独自の公共性の保持という社会安全保障の観点から検討されている。まず、ポスト冷戦期の安全保障環境を前提にする本論考の主旨に合わせて、当該問題を焦点を絞って論じるべく、既に歴史的に長い居住の歴史を持つディアスポラ集団や、1960年代頃までの比較的統制されていた人口移動

による移民を別の社会文脈にあるものとして、本章での検討対象から除外した上で、1970～1980年代に徐々に開始され、ポスト冷戦期に本格化して、グローバル化進展とともに次第に激化してきた国際人口移動について、諸専門研究者の論を引きながら、今日的な特徴について検討されている。ここでは、カースルズとミラーが挙げた「移民のグローバル化」「移民の加速化」「移民の多様化」「移民の女性化」という現代移民の四つの傾向を引用しつつ、それに「移民行動の組織化」が加えられた。続いて、人口移動問題の安全保障化の根拠として、第二章でも論じた国民国家の核となる独自公共性の重要性を、それが個人の人格形成にも大きく関与しているものであることが述べられている。大量に到来する移民の人々の集団は、どうしても、ホスト国の公共性から逸脱したり、それを毀損したりしまわざるを得ないものであろうことも述べられている。移民人口への対応策として、欧州諸国などが採った二つの政策のうち、同化政策も、多文化主義政策も行き詰ったことから、大量で急速な移民流入への対応策が事実上失われていることを指摘し、また、集住しがちな移民が形成するコミュニティの問題、国家による戦略的な移民送出などの可能性にも触れた上で、生物界の自然律としての棲み分けの考え方の導入と、諸国家が独自の特徴を維持しつつ、調和を保っている「コンサート・オブ・ネイションズ」の語に表されるような世界像をこそモデル視すべきであるとの見解が加えられている。

第七章は、頻繁に非伝統的安全保障課題として挙げられる国際麻薬問題について、この問題の实情について検討しながら、国家的脅威として安全保障化すべきか・安全確保化すべきか、という境界例的事項の存在について検討している。脅威としての麻薬を考える時、個人の心身への有害性、また、麻薬依存者による犯罪が挙げられるが、個人々の健康問題や刑事犯罪問題＝安全保障問題ではない。国家の主権か公共性への大きな侵害の有無が問題であるが、かなり麻薬が浸透していると言える欧米諸国は繁栄を続けており、社会に広く相互不信や沈鬱な怠惰が行きわたっているわけでもないと言われている。但し、麻薬は利潤が高いため、麻薬生産や大規模流通に関わる組織は潤沢な資金に基づいて、重武装化の進展が可能となるほか、麻薬の多くが農産物を原料とすることから、麻薬生産カルテルは一定範囲の土地支配を行う武装領域主体となり得る。政府による国土の統治が十全に行きわたっていないような国家、とりわけ紛争国においては、麻薬はその生産者自身が交戦団体になり得るほか、潤沢な資金源となることから、広義において安全保障の対象となり得る場合も想定し得ると述べられている。麻薬問題は、安全保障化に関してケース・バイ・ケースとなり得る境界例的なアジェンダであると言えようが、今日の民主的国民国家にとって、それは大きく主権や公共性を脅威するものとは言い難いように思われ、脱・安全保障化されてよいように思われると同論考では考えられている。

以上のような構成と検討の中で、国民国家を客体とする安全保障論の体系を構想する試みが行われている。

IV 論文の総合評価

1. 論文提出から審査までの経緯

申請者より平成29年6月10日に学位申請書類及び学位申請論文が提出された。英語試験を10月1日実施し、95点であった。研究科委員会は受理審査会を編成し審査を行った結果、学位申請論文が受理に値することを10月7日の研究科委員会に報告し、これが承認されたのちに審査委員会が編成された。審査委員会の構成は、川上高司（海外事情研究所）、武貞秀士（海外事情研究所）、甲斐信好（国際学部）、佐藤丙午（国際学部）、の4名である。4名は複数回の会合を重ねた後、平成30年1月18日に口頭試験を行い、後述のように最終的に判定した。

2. 審査所見

冷戦終結後の国際政治の主体が国民国家へ向かっているとすれば、その安全保障の客体は主権と独自公共性である。そうであるならば、冷戦後に新たな安全保障のアジェンダとして顕在化した「人間の安全保障」といったような非伝統的安全保障は伝統的な安全保障論とはどう違うのか、その学術的枠組みの再構築の必要性を本申請論文では論じている。それは、安全保障の社会構築主義的側面や非軍事的側面を重視する点が特徴である英国学派のバリー・ブザンやオーレ・ヴェーヴァブザンの主張を出発点にしながら、コペンハーゲン学派の議論に近づいているとも言えよう。

一般的に、安全保障とは、国家構成要素とされる主権、領域、国民を・財産などを脅威から守ることとされてきたが、当学派は民族や宗教などの集団の存立に不可欠なアイデンティティも安全保障の客体とする。そこには移民、マイノリティや麻薬の問題などが挙げられる。

本論文では、そういった国家の歴史社会性を重視する英国学派の国民国家論を援用し、学術的にそこからの逸脱に反対している。しかしながら、民主主義の国民国家の主権と公共性に与える問題としてとらえ、議論を深める個別の争点の扱い方は、コペンハーゲン学派の安全保障化 (securitization) に近づいているとも考えられ、新たな理論的展開を試みている。

そういった観点から本論文では、今日の安全保障論環境に鑑みて、そのアジェンダとして含まれるべきと考える事柄を、国境内に向けて主権を侵害してくる軍事的・非軍事的な脅威、国境外ながら国民国家の責務ならびに主権の維持上、対処しなければならない自国民への脅威、そして、独自公共性の保護という点から対処すべき脅威という論点から、四つのセクター（軍事、対・非軍事的有害行為、在外邦人、社会）を中心に議論している。特に、頻繁に非伝統的安全保障課題として挙げられる国際麻薬問題についての事例研究を申請者は行った。そして、この問題の実情について検討しながら、改めて安全保障化か脱・安全保障化かの検討を試みている。

さらに、申請者は国民国家が直面する冷戦後の安全保障のアジェンダが従来の安全保障の議論の中で境界が曖昧にたつたためにステルス（脅威だと特徴づけ難い）、デュアル（国家か民間の行為なのか半別困難）、ニッチ（従来とは逸脱する手法の案出・採用）の三つの範疇に分け論じている。そもそもこれは、国家安全保障から国際安全保障が生まれた段階で、安全保障論の学術的境界が、少なくとも国家主権と公共性の観点からは曖昧となったことにも起因している。その意味で、グローバル化は境界を曖昧にする要因の一つであると考えられるし、国家主権を排除して准世界政府とする考えもまたそうである。その意味で、既存の安全保障論の上に乗るかどうかが学術的な境界が決まってくると申請者は提案する。

申請論文は、以上のような構成と検討の中で、一つの理論的枠組みの提示と項目の類型論を示し、その確認作業を行った。申請者はこの研究成果を、今後の安全保障研究の進展・再編成に貢献することを目的としており、十分にその目的を達したものと史料する。

3. 審査委員会結論

学位論文審査委員会は、事前に提出された学位論文申請書、学位申請論文、研究業績、学位申請者略歴等、10月1日実施の英語試験（95点）をもとに、数回の会合を重ね厳重な審査を行った。最終的には、その内容とともに平成30年1月18日の審査委員会の口頭試験により、審査委員会は審査員全員一致で学位申請者に対し、提出論文が「博士（安全保障）」の学位授与に値することを認めた。